

令和元年12月17日

〒460-0002
名古屋市中区丸の内三丁目5番40号
ロイヤルセッションズ2階
株式会社マグナ、リゾート代理人
弁護士法人 すずたか総合法律事務所
弁護士 大塚 伸二 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市中区千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤 厚美
(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

お問い合わせ 兼 再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和元年7月23日付「ご連絡」に対し、貴職発令和元年8月20日付【回答書】をいただきました。

1. 同回答書によりますと、当団体が記載の削除を求めていた重要事項確認書の末尾について、逆に、「申込者様の更なる保護につながるものである」として、注意事項を次のように付加されるとのことでした。

また営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いませんので予めご了承ください。

※ 注意事項

営業担当者から個人的な約束事項の提案や不審な点などがありましたら、当クラブの会員事業推進室（電話番号：053-525-0999）にご相談してください。

2. ご質問

貴社の重要事項確認書の末尾において、「一切責任は負いませんので予めご了承ください」との文言を残されるということですので、お尋ねしますが、同文言中の「責任」は、如何なる意味と捉えているのか、ご回答下さい。

3. 仮に、上記「責任」が、その過程を問わず、貴社の契約上の責任及び不法行為上の責任を意味するのであれば、当該条項は、貴社の全部免責を謳ったものと解さざるを得ず、

消費者契約法8条1項1号、8条1項3号に抵触しますので、「一切責任は負いませんので予めご了承ください」との文言を削除するなど、消費者契約法8条に適合するように改定してください。

4. 仮に、「営業担当者による個人的な約束事項におきましては、当クラブが保障及び確約した事項を除き、一切責任は負いませんので予めご了承ください。」との文言が、契約を締結しようとする者に対する注意喚起の趣旨である場合には、消費者契約法3条1項1号に照らし、「一切責任は負いませんので予めご了承ください」との誤解を招くようなフレーズは用いずに、注意喚起であることが明瞭になるように、改定してください。

なお、消費者被害発生防止の観点から、十分な改定がなされていない場合には、差止請求の手續に着手致します。また、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具